

The background of the page is decorated with various colorful circles and patterns. In the top left, there are yellow and orange vertical stripes. To the right, there are teal and orange circles, and a pattern of small teal dots. Below these, there are pink and blue circles, and a pattern of small orange dots. In the bottom left, there are yellow and orange circles, and a pattern of small orange dots. In the bottom right, there are yellow and orange circles, and a pattern of small orange dots. The overall design is vibrant and modern.

第 1 章

計画の策定にあたって

こどもまんなか社会

「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び **児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）** の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会です。

こども まんなか

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）とは？

児童の権利に関する条約は、世界中の全ての子どもが持つ権利について定めた条約です。

児童の権利に関する条約は、平成元（1989）年に国連総会において採択され、日本は平成2（1990）年にこの条約に署名し、平成6（1994）年に批准を行いました。（同年より効力が生じています。）

この条約は、今なお世界中に貧困や飢え、紛争、虐待、性的な搾取などの困難な状況に置かれている子ども（18歳未満の人）がいるという現実に向き、世界的な観点から子どもの権利の尊重及び子どもの保護の促進を目指したものであり、子どもが大人と同様の権利を持つ主体であることを明確にしました。

池田市は「こどもまんなか応援サポーター」を宣言します！

池田市は、こども家庭庁が掲げる「こどもまんなか」の考えに賛同し、「こどもまんなか応援サポーター」として、子どもの健やかな育ちと子育てを支えるまちの実現に向けた取り組みを進めることを宣言しました。



こども家庭庁は、子どもたちのために何がもっともよいことを常に考え、子どもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するという「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同いただき、自らもアクションに取り組む個人、団体・企業、自治体等を「こどもまんなか応援サポーター」として、位置づけています。

宣言に基づく池田市の具体的な取り組み（こどもまんなかアクション）

赤ちゃんステーションの リニューアル



あたたかくかわいらしいデザインになりました

「子育て応援駐車場」の整備



こどもまんなかアクションとは、子どもや子育て中の方々が気兼ねなく様々な制度やサービスを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人が子どもや子育て中の方々を応援する、社会全体の意識改革を後押しする取り組みです。

第1節

計画策定の背景と趣旨

わが国では、令和5(2023)年4月1日、子どもに関する行政を一元化し、常に子どもの視点に立った政策を推進する新たな司令塔として「こども家庭庁」が発足し、同日、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。また、令和5(2023)年12月には、3.6兆円程度に及ぶこれまでにない規模で、全ての子ども・子育て家庭を対象にライフステージ※1全体を俯瞰し切れ目のない子育て支援の充実を図るとともに、共働き・共育を推進していく総合的な対策として「こども未来戦略」が閣議決定されました。この戦略では、令和6(2024)年度からの3年間で集中的に取り組む「加速化プラン」において、「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組」、「全ての子ども・子育て家庭を対象とする支援の拡充」、「共働き・共育の推進」、「子ども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」の4つの項目に沿って、具体的な施策が示されました。さらに、同年12月には、こども基本法に基づき、子ども政策を総合的に推進するため、政府全体の子ども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、「全ての子ども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会(こどもまんなか社会)」の実現が掲げられました。

こども基本法においては、市町村はこども大綱等を勘案し、当該市町村における子ども施策についての計画(市町村こども計画)を定めるよう努めることとされ、計画を定めるにあたっては「市町村子ども・若者計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定する市町村計画(こどもの貧困の解消に向けた対策計画)」、「その他法令の規定により市町村が作成する計画であって子ども施策に関する事項を定めるもの」と一体のものとして作成することができるものとされました。

本市ではこれまで、子ども・子育て支援新制度の本格施行に伴い、「第1期池田市子ども・子育て支援事業計画」(平成27(2015)年度～令和元(2019)年度)及び「第2期池田市子ども・子育て支援事業計画」(令和2(2020)年度～令和6(2024)年度)(以下「第2期計画」という。)を策定し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」などの各種施策の推進に努めてきましたが、第2期計画が目標年度に達することから、新たにこども基本法の理念も踏まえ、「池田市こども計画」(令和7(2025)年度～令和11(2029)年度)を策定します。

■ こども基本法

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画(以下この条において「都道府県こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものとして一体のものとして作成することができる。

※1 ライフステージとは、人間の一生における幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期などのそれぞれの段階のこと。

◆ 国・大阪府・社会の動き

児童福祉法の改正

令和6(2024)年4月に施行された「児童福祉法の一部を改正する法律」(令和4年法律第66号)では、児童等に対する家庭及び養育^{※2}環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うことも家庭センターの設置の努力義務化、訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業の新設等が示されました。

また、下段記載の令和6(2024)年10月の子ども・子育て支援法の改正を踏まえて、併せて児童福祉法も改正されました。

こどもまんなか実行計画の決定

令和6(2024)年5月に、こども大綱に基づく幅広い子ども政策の具体的な取り組みを一元的に示した初めてのアクションプランである「こどもまんなか実行計画 2024」がこども政策推進会議において決定されました。「こどもまんなか実行計画 2024」においては、国における新規・拡充施策などの重要施策を中心に、令和6(2024)年度～令和10(2028)年度にどのように取り組んでいくかに関する「工程表」が示され、また、施策の進捗指標状況を検証するための指標が取りまとめられました。

なお、「こどもまんなか実行計画」は、今後毎年度改定することとされており、継続的に施策の点検と見直しを図っていくものとされています。

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律への改正

令和6(2024)年9月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」(令和6年法律第68号)では、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年法律第64号)の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められ、基本理念に、こどもの貧困の解消に向けた対策は、「こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」こと及び「貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びその子どもが大人になるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない」ことが明記されました。

子ども・子育て支援法の改正

令和6(2024)年10月に施行された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)」では、「こども未来戦略」の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、児童手当の抜本的な拡充、出産などの経済的負担軽減(妊婦のための支援給付の創設)、こども誰でも通園制度(乳児等通園支援給付)の創設、産後ケア事業の計画的な提供体制の整備などが盛り込まれています。

大阪府子ども総合計画の策定

大阪府では、平成27(2015)年3月、大阪府子ども条例に基づく子ども施策の総合的な計画、大阪府青少年健全育成条例に基づく青少年施策の総合的な計画、子ども・子育て支援法に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画、子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者育成支援についての計画、次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成のための総合的な計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策のための計画を一体的な計画として、大阪府子ども総合計画が策定されました。【計画の期間：平成27(2015)年度～令和6(2024)年度】

なお、現在大阪府においては次期計画として、こども基本法に基づく都道府県こども計画も包含した大阪府子ども計画の策定が進められています。

^{※2} 養育とは、子どもが心身ともに健やかに成長し、社会的に自立した大人になるよう、保護者や社会が責任を持って育てること。

DX（デジタルトランスフォーメーション）

DX（Digital Transformation）とは、デジタル技術の活用によってビジネスモデルを変革し、激しい市場の変化に対応できる企業力を高める取り組みのことであり、DXの進展は、社会に大きな変革をもたらす可能性として注目されています。DXは行政における重要課題であり、数年来、日本政府が強力に推進します。令和2（2020）年12月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」において、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」が掲げられ、このような社会をめざすことは、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めることにつながる旨が示されました。

令和3（2021）年9月にはデジタル庁が発足し、同年12月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においては、医療・教育・防災・子ども等の準公共分野のデジタル化を進めることが、めざすべき社会の姿の1つとして提示されています。

妊娠、出産、出産後の間もない期間の行政手続きを対面で申請しなければならないことの負担感や、子育てに関わる正確な情報を入手できることなどを求める声を踏まえ、令和5（2023）年3月に「こども政策DXの推進に向けた当面の取組方針」が策定されました。令和6（2024）年6月には、政府のデジタル行財政改革会議において、会議のとりまとめがなされ、子ども・子育て関連としては、必要な情報を最適に届ける仕組みの構築（子育て支援制度レジストリ）、保育DX、母子保健DXをはじめとする改革の方向性が示されるとともに、上記の内容を含む「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定されています。

SDGs（エスディージーズ）

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された令和12（2030）年までの国際目標であり、地方自治体には、国内において「誰一人取り残さない」社会を実現するために「様々な計画にSDGsの要素を反映すること」が期待されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



◆ 本市の動き

池田市児童育成計画～いけだ子ども未来夢プラン～の策定

平成 11(1999)年 12 月、国の「エンゼルプラン」及び「緊急保育対策等 5 か年事業」、大阪府の「大阪府子ども総合ビジョン」の方針等に基づき、ニーズ調査の結果を踏まえて、本市の子育て支援策の体系的な整備を図ることを目的として策定しました。この計画は、池田市総合計画の子どもに関連する施策の具体的な部門計画として、本市子ども施策の基本指針となるものになります。
【計画の期間：平成 11(1999)年度～平成 20(2008)年度】

池田市次世代育成支援行動計画～新・いけだ子ども未来夢プラン～の策定

平成 17(2005)年 3 月、次世代育成支援対策推進法に基づき、ニーズ調査などの結果を踏まえて、本市の子育て支援施策の方向性や目標を具体的に定めるものとして策定しました。この計画は、前計画同様、池田市総合計画の子どもに関連する施策の具体的な部門計画とし、平成 20(2008)年度を目標年度とする旧計画を包含しています。【前期計画期間：平成 17(2005)年度～平成 21(2009)年度、後期計画期間：平成 22(2010)年度～平成 26(2014)年度】

池田市子ども・子育て支援事業計画の策定

平成 27(2015)年 3 月、子ども・子育て支援法に基づき、国の基本指針に即したニーズ調査等を踏まえて、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みならびにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定める市町村子ども・子育て支援事業計画として、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画と一体的に策定しました。【計画の期間：平成 27(2015)年度～令和元(2019)年度】

第 2 期池田市子ども・子育て支援事業計画の策定

令和 2(2020)年 3 月、第 1 期計画の内容に加え、新たに令和元(2019)年 6 月に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく市町村計画を包含する形で策定しました。【計画の期間：令和 2(2020)年度～令和 6(2024)年度】

池田市 S D G s 推進指針の策定

令和 3(2021)年 3 月、S D G s の推進にあたっての目的や推進施策、体制の基本的な考え方を示すことで、全庁的に S D G s の理念や意義の認識を深めることはもとより、職員が常に S D G s のゴールとターゲットについて意識することで政策形成能力の向上を図り、もって持続可能なまちづくりにつなげるために、「池田市 S D G s 推進指針」を策定しました。

池田市 D X 推進指針の策定

令和 5(2023)年 8 月、あらゆる施策における D X の推進に向け、その方向性や考え方などを示すことで、庁内風土及び職員意識の醸成を図り、もって持続可能なまちづくりの実現につなげるために、「池田市 D X 推進指針」を策定しました。この指針において、D X は「デジタル技術の活用」と「業務の変革」の 2 つの要素の両方を満たすものであって、本市の全ての職員が自らの業務の中で不断に取り組むものと定義しています。

第 2 次池田市教育振興計画の策定

令和 6(2024)年 3 月、池田市教育ビジョンの成果と課題を引き継ぐ形で「第 2 次池田市教育振興基本計画」(計画の期間：令和 6(2024)年度～令和 9(2027)年度)を策定しました。この計画は、学校を中心として社会全体で協働※3することを通して、学ぶ喜びを軸とした「教育のまち池田」が描く Well-being の実現をめざしています。

※3 協働とは、市民、市議会、執行機関などが、それぞれの果たすべき役割、責務を自覚し、相互に尊重し信頼しながら協力し合うこと。

池田市子ども条例の改正

平成 17(2005)年 4 月、少子高齢化時代における次世代育成の基本理念を明らかにし、未来に夢や希望が持てるまちの実現に向けて、「池田市子ども条例」を制定しました。

令和 6(2024)年 6 月、近年、児童虐待など子どもの権利が軽んじられる事案が多発していることや、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり「こども基本法」が施行されたことなどを背景に、同条例を改正しました。

改正のポイント

- 基本理念において子どもを権利の主体として下記の事項を大切に取り組むことを規定。

差別の禁止

人種や国籍、性別などに関係なく基本的人権が尊重され、どのような差別的な扱いも受けることがないこと。

生存や発達への支援

命が大切に守られ、心身ともに健やかに成長し、発達するために必要な支援を受けること。

意見の尊重

自分に関係する全てのことにに関して自由に意見を出すことができ、年齢や発達に応じてその意見が十分に考慮されること。

最善の利益の優先

あらゆる活動において、子どもにとって最も良いことが優先して考えられること。

- こども基本法に基づき、子どもの育成に関する施策に、子どもなどの意見を反映させるための措置を講じることを規定。

池田市子ども条例

(基本理念)

第 3 条 子どもは、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) 子どもの権利として、大人と同様にひとりの人間としての権利及び成長過程において保護され、かつ、配慮される権利を子どもが有し、子どもがその権利の主体であることを認識した上で、児童の権利に関する条約の理念にのっとり、次に掲げる事項を大切にして取り組むこと。

ア すべての子どもは、人種や国籍、性別などの理由にかかわらず、基本的人権が保障されるとともに、いかなる差別的取扱いも受けることがないこと。

イ すべての子どもは、その命が大切に守られ、心身ともに健やかに成長し、発達するために必要な支援を受けること。

ウ すべての子どもは、自分に関係のあるすべての事項に関して自由に意見を表すことができ、それらの意見は子どもの年齢や発達に応じて十分に考慮されること。

エ すべての子どもに関するあらゆる活動において、子どもの最善の利益が優先して考慮されること。

(基本目標)

第 9 条 市は、第 3 条に定める基本理念にのっとり、前条に定める責務を全うするため、次に掲げる事項を子どもの育成に係る市の施策の基本目標として定めるものとする。

(1) 子どもの権利を守る環境づくり

(2) 子育て・親育ちを応援する環境づくり

(3) 子どもを安心して生み育てられることができる環境づくり

(4) ゆとりある家庭生活を実現する就労環境づくり

(5) 子どもがのびのび育つ安全・安心な環境づくり

第2節

計画の位置づけと期間

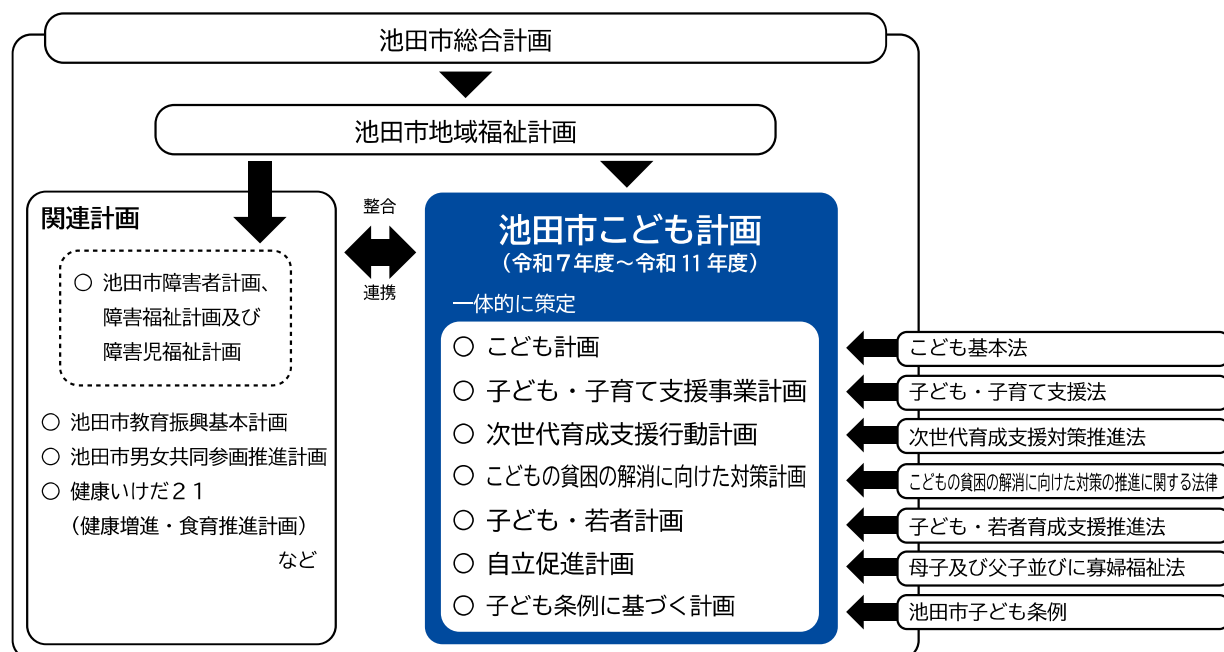
1. 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第9条の規定によるこども大綱及びこども基本法第10条の規定による都道府県こども計画を勘案するとともに、子ども・子育て支援法第60条の規定による基本指針、次世代育成支援対策推進法第7条の規定による行動計画策定指針、母子及び父子並びに寡婦福祉法第11条の規定による基本指針に基づきながら、以下の①～⑦の計画を一体的に策定するものとします。

- ① こども計画（こども基本法第10条）
- ② 子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条）
- ③ 次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法第8条）
- ④ こどもの貧困の解消に向けた対策計画（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条）
 - ⇒ 第5章 基本目標に基づく施策の展開
 - 1 ライフステージを通じた支援の充実
 - 1-3 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進 に記載
- ⑤ 子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条）
- ⑥ 自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条）
 - ⇒ 第5章 基本目標に基づく施策の展開
 - 3 子育て当事者への支援の充実
 - 3-2 地域の子育て環境の整備・充実
 - (1) ひとり親家庭の自立促進 に記載
- ⑦ 子ども条例に基づく計画（池田市子ども条例第16条）

また、本市の最上位計画である「池田市総合計画」の部門計画として、子どもを取り巻く保健、医療、福祉、教育などの関連計画との整合・連携を図りながら、関連施策を推進します。

■ 計画の位置づけ



2. 計画の期間

本計画は、令和7(2025)年度を初年度として、令和11(2029)年度までの5年間を計画期間とします。

また、計画の中間年である令和9(2027)年度には、国の基本指針に基づき、必要に応じて見直しを行います。

■ 計画の期間

令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
		中間年見直し					中間年見直し		
第2期池田市子ども・子育て支援事業計画					池田市こども計画				
		▲					▲		
子ども・子育て支援事業計画					子ども・子育て支援事業計画				
次世代育成支援行動計画					次世代育成支援行動計画				
こどもの貧困の解消に向けた対策計画					こどもの貧困の解消に向けた対策計画				
子ども条例に基づく計画					子ども条例に基づく計画				
					こども計画				
					子ども・若者計画				
					自立促進計画				

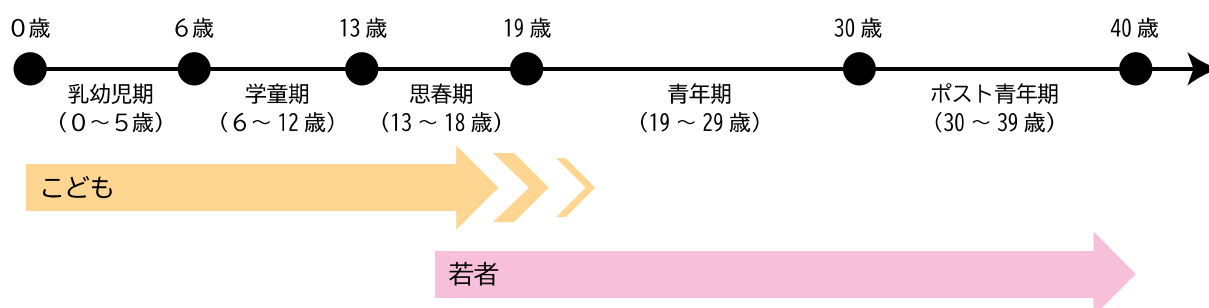
第3節

計画の対象

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされています。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、また子ども・若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、子どもが、若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。

本計画では、各種法令で定められたそれぞれの区分にも留意しつつ、上記こども基本法における「こども」の定義に基づき、全ての子ども・若者及び子育て当事者を対象とするほか、子ども・子育てに関わる人・団体・地域等も対象とします。

■ こども大綱における「こども・若者」の年代イメージ



■ 各種法令による子ども・若者の年齢区分

法律の名称	呼称等	年齢区分
児童福祉法	児童	18歳未満の者
	乳児	1歳未満の者
	幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者
児童手当法	児童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
児童虐待の防止等に関する法律	児童	18歳未満の者
母子及び父子並びに寡婦福祉法	児童	20歳未満の者
子ども・子育て支援法	子ども	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
	小学校就学前子ども	子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者
母子保健法	乳児	1歳未満の者
	幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
学校教育法	学齢児童	満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学齢生徒	小学校の、義務教育学校 ^{※4} の前期又は特別支援学校 ^{※5} の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
民法	未成年者	18歳未満の者

(参考)

法律の名称	呼称等	年齢区分
児童の権利に関する条約	児童	18歳未満の者

※4 義務教育学校とは、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的に、前期6年の前期課程及び後期3年の後期課程の計9年を修業年限とする学校のこと。

※5 特別支援学校とは、心身に障がいのある児童・生徒に対し、幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準じる教育を行い、また、障がいによる学習上または生活上の困難を克服するために必要な知識・技能などを養うことを目的とする学校のこと。

第4節 計画の策定体制

1. 子ども・子育て会議等における協議

(1) 子ども・子育て会議

池田市子ども条例第 17 条及び子ども・子育て支援法第 72 条に基づき、学識経験者、関係市民団体代表、事業者、子育て当事者、市民を代表する者及び行政関係職員からなる「池田市子ども・子育て会議」を設置し、計画内容等について審議しました。

(2) 検討会議及び専門部会（→62 ページ参照）

計画作成にあたり、庁内関係部署の部次課長で構成する「池田市こども計画策定検討会議」及び担当者で構成する各種「専門部会」を設置し、現在行っている取り組みの情報共有や課題の整理、今後の方向性などについて検討を進めました。

2. アンケート調査の実施

(1) 子ども・子育て支援に関するニーズ等調査（→27 ページ参照）

子ども・子育て支援法第 60 条の規定による基本指針に基づき、小学校就学前児童※⁶及び小学校就学児童の保護者を対象に、就労状況や教育・保育、子育て支援の利用希望等を把握するためのニーズ調査を実施しました。

(2) 子どもの生活に関する実態調査（→38 ページ参照）

大阪府との共同で子どもの生活実態や学習環境等を把握するための調査を実施しました。

3. 子ども・若者への意見聴取（→64 ページ参照）

(1) WEB アンケート調査

市内に在住している、または通勤・通学している小学生から 39 歳までの子ども・若者を対象に、WEB アンケート調査を実施しました。

(2) ヒアリング調査及びワークショップ

子どもの集まる施設、イベント等において、小学生、中学生、高校生を対象としたワークショップ※⁷及び個別対面ヒアリングを実施しました。

4. パブリックコメントの実施

本計画（素案）を市ホームページと市役所情報コーナー等で公開し、広く市民の意見を募集するためにパブリックコメントを実施しました。

※⁶ 就学前児童とは、小学校に入る前の 0～6 歳までの子どものこと。

※⁷ ワークショップとは、本来「仕事場」「作業場」を意味する言葉で、グループ各人の創意工夫、実験を通して検討し合いながら行うセミナー、研究会のこと。